

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
1	要求水準書（案）	7	第1	6	2)			「光熱水費は、全て事業者の負担とする。」とあります。物価水準の指標にもよりますが、昨今、これらの指数が実勢価格変動に追いついていないことが多く、民間事業者では大きな問題となっております。光熱水費は自治体の負担としていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載の通りとします。
2	要求水準書（案）	7	第1	6	2)			インフラ設備に於けるプロパンガスの採用依頼	ご意見として受け取ります。採用するエネルギーについては、事業者の提案に委ねることとします。
3	要求水準書（案）	10	第2	1	1)	イ	ク)	「太陽光発電（20kWh）」とありますが、発電容量でしたら20kWではないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、環境保全に関する基本的要件の太陽光発電は20kwで蓄電池を導入することとします。
4	要求水準書（案）	17	第2	3	6)			検収室には「球根皮むき機」、19ページのピーラー室の主な設備には「球根皮剥機」、同室の留意事項には「球根皮むき器」と3種類の表記があります。どれかに統一をお願いします。	ご指摘を踏まえ、「球根皮むき機」で統一します。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
5	要求水準書（案）	23	第2	3	6)			ゴミ置場の留意事項に「資源ごみ」という表現があるように、要求水準書案の中でごみを「ゴミ」と「ごみ」の両方の表記が出てきます。どちらかに統一したほうがよろしいと思います。	ご指摘を踏まえ、「ゴミ」で統一します。
6	要求水準書（案）	37	第2	6	4)	ア	ア)	e、自動温度記録装置等により、温度変化を記録し一元管理とあります。aでは温度監視を庫外で行える設備とする、とありますので庫外温度計にて目視確認後の記録管理として頂けないでしょうか。	要求水準書（案）に記載の通りとします。
7	要求水準書（案）	38	第2	6	4)	イ	ウ)	【焼物機・蒸し器】 b、スチーム湿度0%～100%まで1%単位で調理可能とありますが、当該機種が取り扱い不可の機器の場合は同等程度の機能を有するものに変更が可能として頂けないでしょうか。	要求水準書に記載の性能を満たす機器であれば、変更可能です。その際、運用方法についても提案をお願いします。
8	要求水準書（案）	38	第2	6	4)	イ	ウ)	【焼物機・蒸し器】 c、5段階のファン風量設定と食材とメニューを選ぶだけで自動調理システムを有する規格とすることは特定機種に限定されてしまいます。当該機種が取り扱い不可の機器の場合は同等程度の機能を有するものに変更が可能として頂けないでしょうか。	要求水準書に記載の性能を満たす機器であれば、変更可能です。その際、運用方法についても提案をお願いします。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
9	要求水準書（案）	38	第2	6	4)	イ	ウ)	【焼物機・蒸し器】d、庫内の汚れ度合いを自動認識でき、その結果を色の変化で表示する機能を有すること、とは特定機種に限定されてしまいます。当該機種が取り扱い不可の機器の場合は同等程度の機能を有するものに変更が可能として頂けないでしょうか。	要求水準書に記載の性能を満たす機器であれば、変更可能です。その際、運用方法についても提案をお願いします。
10	要求水準書（案）	39	第2	6	4)	ウ	ウ)	a、コンテナ等を自動工程で連続洗浄できる機器とありますが、自動工程洗浄できる機器であれば面積有効活用できる機器での提案可として頂けないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
11	要求水準書（案）	39	第2	6	4)	ウ	ウ)	b、コンテナ洗浄機の最終仕上げは、水滴が確実に除去できる機器とする、とありますがエアブローや加熱等の仕様、または水滴除去を促す構造であれば事業者提案として頂けないでしょうか。	事業者の提案に委ねます。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
12	要求水準書（案）	45	第4	1	1)	ア		設備機器等は30年以内に更新を迎えるものが多く、本事業期間内においても10年を超えたあたりで不具合等が多く発生すると考えるため、事業期間における設備機器の更新を見越した予算計上としていただきたい。	機器の耐用年数や使用することに支障がある経年劣化を鑑みた維持保全計画を作成したうえで、建物、建築設備と同様、調理設備機器についても計画的に修繕・更新することを含んだ事業費として積算してください。
13	要求水準書（案）	48	第4	1	11)			建築における構造上の有害な不良については大規模修繕による対応も想定されることから、選定事業者の責任（費用負担）とせず、町と選定事業者の協議により、経年劣化と管理上の不備を明確にしたうえで、責任負担を決めるということにさせていただきたい。	建築構造上の有害な不良は、本事業内の設計から建設までに発生することが明確だと考えられます。よって、選定事業者の負担とします。経年劣化による修繕・更新は、事業範囲内であるため、維持保全計画へ盛り込んでください。管理上の不備は、そのような事態が発生しないよう、維持管理を行うことを前提とし、選定事業者の負担とします。町負担及び選定事業者負担のすみ分けは、協議のうえ決定します。
14	要求水準書（案）	48	第4	1	11)			建築構造上における全ての点検を維持管理会社にて実施するのは困難であるため、設計・建設事業者との契約内容においても業務期間終了時に向けた必要な点検と補修を求める内容を明記していただきたい。	業務期間終了時に向けて必要と考える点検と補修については、経験からご提案ください。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	意見内容	回答案
15	要求水準書（案）	52	第4	6	3)			「食器・食缶等は、業務期間終了後3年間は、更新を必要とせず使用できる状態としておく。」とありますが、破損等による更新の予測は困難です。3年分予備を保管しておくのも経年劣化の恐れがあるため、予備分の長期保管は推奨しておりません。こちらの文言を削除いただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載の通りとします。
16	要求水準書（案）	63	第5	2	1)	ア		前日納品の冷凍品と水曜日の納品が10時～11時となっています。調理業務が忙しい時間帯なので、例えば午後に変更は可能でしょうか。	要求水準書（案）に記載の通りとします。